

【別紙1】

ヘルパーステーションきりん荘 料金表

《対象者：要介護1～要介護5の方》

★基本部分

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2) 参照
身体介護中心型	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算(身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る)	25分増すごとに65円を加算
生活援助中心型	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円
通院等のための乗車又は降車の介助		970円	97円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なおその場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

《対象者：要支援1、要支援2の方》

★基本部分

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2) 参照
訪問型独自サービス 11	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援1・2の利用者)	11,760円	1,176円
訪問型独自サービス 12	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援1・2の利用者)	23,490円	2,349円
訪問型独自サービス 13	1週間に3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円	3,727円

(注1) 上記の基本利用料は、阿賀町が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

●共通事項

★加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

★減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する 利用者等へのサービス提供の 減算	以下の利用者へサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下の利用者へサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%

★キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。